

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 15 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長補佐(業務担当)

石綿関連疾患に係る労災認定等事業場に対する退職労働者等への周知依頼等について

標記については、平成 28 年 2 月 12 日付け労災発 0212 第 1 号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の第 3 の 3 により、指示されているところであるが、今後は、下記のとおりとするので、確実に実施されたい。

記

1 周知依頼等の対象事業場

- ① 調査票の回答がない事業場（以下「未回答事業場」という。）
- ② 回答があった事業場のうち、調査票の間 1（周知の取組の有無）について「2 いいえ」と回答した事業場（以下「未実施事業場」という。）

2 調査票等の情報提供

毎年 3 月の第 3 週目を目途に、未回答事業場名及び回答があった調査票を情報提供するので、上記 1 の①、②に該当する事業場を対象として、周知依頼等を行うこと。

なお、上記の情報提供以降に本省に対して回答があった事業場の調査票については、随時、情報提供するので了知されたい。

3 周知依頼等の方法

(1) 未回答事業場

ア 未回答事業場については、労働局において、返信用封筒を同封の上、別紙 1 の依頼文等を送付することにより調査票の提出依頼を行うこと。返送された調査票を確認した結果、未実施事業場に該当する場合には、引き続き下記（2）により対応すること。

なお、別紙 1 を送付した日から 2 週間が経過しているにもかかわらず、調査票が返送されない場合には、架電により督促することとし、それでもなお返送されない場合には、その理由を聴取し、別紙 2 の「提出依頼後の事業場からの提出状況」欄に理由を記載した上で、対応を終了して差し支えないこと。

イ 提出依頼を行った経過等については、別紙 2 に記載すること。

(2) 未実施事業場

ア 未実施事業場については、調査票の間3（取組ができない理由）を確認の上、架電により周知依頼を行うこと。

架電の結果、取組を行わない旨の回答があった場合には、その理由を聴取し別紙3の「周知依頼を実施しなかった場合の理由」欄に記載した上で対応を終了して差し支えないこと。

イ 周知依頼を行った経過等については、別紙3に記載すること。

3 周知依頼等の実施期間及び実施状況の報告

実施期間については、毎年9月末日までとし、同日時点の実施状況について、別紙2、3及び局に返送された調査票の写しを毎年10月の第2金曜日までに補償課業務保あてに郵送すること。